

令和5年度 豊見城市職員採用候補者試験案内

≪ 受付期間 ≫ 令和5年7月26日(水) ～ 令和5年8月13日(日) ≪ 第一次試験日 ≫ 令和5年9月17日(日)

令和5年度豊見城市職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

1. 職種(試験区分)、採用予定人数、従事する主な業務

職種	試験区分	採用予定人数	従事する主な業務		
行政職Ⅰ	上級	各試験区分において若干名	市長事務部局、教育委員会等において、それぞれの行政事務に従事します。		
	中級				
	初級				
行政職Ⅱ (就職氷河期世代)	上級			市長事務部局、教育委員会等において、専門的業務及び行政事務に従事します。	
	初級				
行政職Ⅲ (身体障がい者対象)					市長事務部局、教育委員会等において、専門的業務及び行政事務に従事します。
行政職Ⅳ (社会福祉士)					
行政職Ⅴ (学芸員(考古学))					
行政職Ⅵ (学芸員(民俗))					
保健師職					
土木職					
建築職					
消防職Ⅰ	上級	市長事務部局、消防本部及び消防署において、消防業務及び行政事務に従事します。			
	中級				
	初級				
消防職Ⅱ(救急救命士)					

2. 受験資格

(1) 各職種(試験区分)ごとに次のような受験資格があります。

職種	試験区分	受験資格
行政職Ⅰ	上級	①平成6年4月2日以後出生した者 ②学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した者、若しくは令和6年3月31日までに卒業見込みの者、又はこれと同等以上の学力があると認められる者(※注1)
	中級	①平成8年4月2日以後出生した者 ②最終学歴が学校教育法に基づく短期大学、高等専門学校を卒業した者、若しくは令和6年3月31日までに卒業見込みの者、又はこれと同等の資格があると認められる者(※注2)(※注3)
	初級	①平成10年4月2日以後出生した者 ②最終学歴が学校教育法に基づく高等学校を卒業した者、若しくは令和6年3月31日までに卒業見込みの者、又はこれと同等の資格があると認められる者(※注4)
行政職Ⅱ (就職氷河期世代)	上級	①昭和45年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた者 ②学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した者 ③令和5年4月26日までに豊見城市に転入届を提出し、引き続き試験日(9/17)まで住民基本台帳に記録されている者
	初級	①昭和49年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者 ②高等学校以上の学校を卒業した者(※注5) ③令和5年4月26日までに豊見城市に転入届を提出し、引き続き試験日(9/17)まで住民基本台帳に記録されている者
行政職Ⅲ (身体障がい者対象)		①昭和59年4月2日以後出生した者 ②高等学校、特別支援学校高等部など高等学校に準ずる学校を卒業した者、若しくは令和6年3月31日までに卒業見込みの者 ③活字印刷文による出題及び口頭による面接試験に対応できる者 ④申込現在、身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受け、その障害程度が1級から6級までの者
行政職Ⅳ (社会福祉士)		①平成6年4月2日以後出生した者 ②社会福祉士の資格を有する者又は令和6年3月31日までに取得見込みの者
行政職Ⅴ (学芸員(考古学))		①昭和59年4月2日以後に出生した者 ②学芸員の資格を有する者又は令和6年3月31日までに取得見込みの者 ③大学(大学院を含み、短期大学を除く)において考古学を専攻し、卒業(修了)した者又は令和6年3月31日までに大学を卒業(修了)見込みの者

職種	試験区分	受験資格
行政職Ⅵ (学芸員(民俗))		<ul style="list-style-type: none"> ①昭和59年4月2日以後に出生した者 ②学芸員の資格を有する者又は令和6年3月31日までに取得見込みの者 ③大学(大学院を含み、短期大学を除く)において民俗学又は歴史学を専攻し、卒業(修了)した者又は令和6年3月31日までに大学を卒業(修了)見込みの者
保健師職		<ul style="list-style-type: none"> ①昭和59年4月2日以後出生した者 ②保健師免許を有する者又は令和6年3月31日までに取得見込みの者
土木職		①昭和59年4月2日以後出生した者
建築職		①昭和59年4月2日以後出生した者
消防職Ⅰ	上級	<ul style="list-style-type: none"> ①平成8年4月2日以後出生した者 ②学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した者、若しくは令和6年3月31日までに卒業見込みの者、又はこれと同等以上の学力があると認められる者(※注1)
	中級	<ul style="list-style-type: none"> ①平成10年4月2日以後出生した者 ②最終学歴が学校教育法に基づく短期大学、高等専門学校を卒業した者、若しくは令和6年3月31日までに卒業見込みの者、又はこれと同等の資格があると認められる者(※注2)(※注3)
	初級	<ul style="list-style-type: none"> ①平成12年4月2日以後出生した者 ②最終学歴が学校教育法に基づく高等学校を卒業した者、若しくは令和6年3月31日までに卒業見込みの者、又はこれと同等の資格があると認められる者(※注4)
消防職Ⅱ (救急救命士)		<ul style="list-style-type: none"> ①平成6年4月2日以後出生した者 ②救急救命士免許を有する者
※消防職Ⅰ・Ⅱ 共通事項		<ul style="list-style-type: none"> ①視力が両眼(矯正視力含む)で0.8以上、一眼(矯正視力含む)がそれぞれ0.5以上の者 ②身体が職務遂行に支障のない者 ③普通自動車第一種運転免許を所持する者、又は令和6年3月31日までに取得が可能な者 ④採用後に大型自動車免許を取得すること

※注 1 「同等以上の学力があると認められる者」とは、学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学したことがある者、同法第 104 条第 4 項に該当する者及び、学校教育法施行規則第 155 条第 1 項各号に該当する者で、外国において 4 年制大学を卒業した者などがこれにあたります。

※注 2 「同等の資格があると認められる者」とは、次に掲げる者がこれにあたります。

ア 学校教育法による専修学校の専門課程のうち、修業年限が 2 年以上で、かつ 1,600 時間以上の授業の履修を義務づけている課程を卒業した者、又は令和 6 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者

イ 職業能力開発促進法に基づく職業訓練短期大学校を卒業した者、又は令和 6 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者

※注 3 上級の受験資格を有する方は受験できません。

※注 4 上級、中級の受験資格を有する方及び 4 年制大学の 3 学年以上に在学する方は受験できません。

※注 5 就職氷河期世代上級の受験資格を有する方及び最終学歴が就職氷河期世代上級の②に該当する方は受験できません。

【注意事項】

(1) 職種(試験区分)における受験資格の項目をすべて満たしていない者は、採用資格を失います。

(2) 受験申込は、一職種に限ることとし併願は認めません。

(3) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法第 16 条に該当する者

① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

② 豊見城市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験の方法及び内容

試験は第一次試験、第二次試験及び第三次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者について、第三次試験は第二次試験の合格者について実施します。

(1) 日時・試験会場

	日時・会場	職種(試験区分)	日程
第一次試験	令和5年9月17日(日) 豊見城中学校	行政職Ⅰ(上・中・初級) 消防職Ⅰ(上・中・初級) 消防職Ⅱ(救急救命士)	教養試験 午前10時開始 (午前9時30分集合)
		行政職Ⅱ(就職氷河期世代 上・初級) 行政職Ⅲ(身体障がい者対象)	社会人試験 午前10時開始 (午前9時30分集合)
		行政職Ⅰ(上級) 行政職Ⅳ(社会福祉士) 行政職Ⅴ(学芸員(考古学)) 行政職Ⅵ(学芸員(民俗)) 保健師職 土木職 建築職	専門試験 午後1時開始 (午後0時30分集合)
第二次試験	令和5年10月下旬に実施予定。 ※詳細は、第一次試験合格者あて通知します。		
第三次試験	令和5年12月上旬に実施予定。 ※詳細は、第二次試験合格者あて通知します。		

(2) 試験の内容

< 第一次試験 >

試験科目	職種(試験区分)	試験の内容	
教養試験	行政職Ⅰ(上・中・初級) 消防職Ⅰ(上・中・初級) 消防職Ⅱ(救急救命士)	120分	公務員として必要な一般教養についての択一式による筆記試験を職種(試験区分)ごとに行います。
	行政職Ⅱ(就職氷河期世代 上・初級) 行政職Ⅲ(身体障がい者対象)	90分 20分	公務に必要な基礎的な知的能力についての択一式による筆記試験を行います。 職務及び職場への適応性を把握するための検査を行います。
専門試験	行政職Ⅰ(上級)	120分	専門知識、能力についての択一式による筆記試験を職種ごとに行います。
	行政職Ⅳ(社会福祉士) 行政職Ⅴ(学芸員(考古学)) 行政職Ⅵ(学芸員(民俗)) 保健師職 土木職 建築職	90分	

【出題分野】

試験科目	職種(試験区分)	出題分野
教養試験	行政職Ⅰ(上・中・初級) 消防職Ⅰ(上・中・初級) 消防職Ⅱ(救急救命士)	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
	行政職Ⅱ(就職氷河期世代 上・初級) 行政職Ⅲ(身体障がい者対象)	社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野、論理的な思考力を問う分野 社会人の職務・職場への適応性を性格傾向の面から検証
専門試験	行政職Ⅰ(上級)	憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、政治学、行政学、国際関係
	行政職Ⅳ(社会福祉士)	社会福祉概論(社会保障及び介護を含む。)、社会学概論、心理学概論

専門試験	行政職Ⅴ(学芸員(考古学))	生涯学習概論、博物館概論、博物館経営論、博物館資料論、博物館資料保存論、博物館展示論、博物館教育論、博物館情報・メディア論等
	行政職Ⅵ(学芸員(民俗))	
	保健師職	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
	土木職	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
	建築職	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工

<第二次試験>

試験科目	職種(試験区分)	試験の内容
適性検査	行政職Ⅱ及び行政職Ⅲを除く全職種の全試験区分	適応性や性格特性を把握するための検査を行います。
ケース記述試験	全職種の全試験区分	与えられた状況設定(ケース)に対して、問題解決力、文章による表現力等についての筆記試験を行います。
実技試験	行政職Ⅴ(学芸員(考古学))	文化財(考古)に関する実技試験を行います。
プレゼンテーション	行政職Ⅵ(学芸員(民俗))	テーマに基づくプレゼンテーションを行います。
体力試験	消防職Ⅰ(上・中・初級) 消防職Ⅱ(救急救命士)	職務遂行に必要な体力の有無を判定します。

※ 実施方法等の詳細については第一次試験合格者に対し通知します。

<第三次試験>

試験科目	職種(試験区分)	試験の内容
口述試験	全職種の全試験区分	個別面接試験を行います。

4. 合格者の発表

	日にち	方法
第一次試験	令和5年10月11日(水) 予定	・ 市役所 1階 正面玄関横掲示場 ・ 市ホームページ 上記において受験番号で発表します。 (午後3時予定) また、合格者にのみ通知します。
第二次試験	令和5年11月 予定	
第三次試験	令和5年12月 予定	

5. 成績開示について

試験結果については、それぞれの試験合格者発表後、不合格者(受験者本人)のみ開示請求することができます。請求の際は、身分を証明するもの(運転免許証や学生証、マイナンバーカード等)を持参ください。

開示内容	開示期間	開示場所・時間
得点・順位	それぞれの試験の合格者発表の日から1ヶ月間	・ 市役所 4階 総務企画部人事課 土・日曜日、祝日を除く 午前8時30分から午後5時15分まで (ただし、正午から午後1時の間を除く)

6. 受験申込方法

(1) 申込方法

インターネットによる申込みのみとなります。

以下のページにアクセスし、受験申込みをしてください。電子申請による方法が事情により困難な方は、豊見城市役所人事課(098-850-1116)までお問い合わせください。※インターネットによる申込は24時間可能ですが、お問い合わせは土日祝日を除く8:30~17:15までの間となります。

【URL】

<https://logoform.jp/form/MfJx/326342>

【QRコード】



- ・インターネットに要する通信料などの費用は受験者の負担となりますのでご了承ください。
- ・申込締め切り直前は、サーバーが混み合うことなどにより申込みに時間がかかる恐れがありますので、余裕をもって申込手続きを行ってください。
- ・受験申込締め切り後はいかなる理由があっても受け付けません。
- ・予見できないシステムトラブルについての責任は一切負いません。

受付期間 … 令和 5 年 7 月 26 日(水)から令和 5 年 8 月 13 日(日)23 時 59 分まで

※ 受験申込後、9 月 4 日(月)までに受験票(はがき)が届かないときは直ちに豊見城市役所人事課(098-850-1116)までご連絡ください。

7. 第一次試験についての注意事項

- (1) 車椅子等を利用されている方は、受験申込の際に必ず申し出てください。
- (2) 教養試験、社会人試験及び専門試験の問題の解答は、マークシート方式です。試験当日は、HB の鉛筆及び消しゴムを必ず持参してください。
- (3) 教養試験及び社会人試験の受験者は、午前 9 時 30 分までには所定の席に着いてください。
(出欠点検、事前説明及び問題等の配付を行います。)以降の入室は認めません。
- (4) 専門試験の受験者は、午後 0 時 30 分までには所定の席に着いてください。(出欠点検、事前説明及び問題等の配付を行います。)以降の入室は認めません。
- (5) 試験会場への自家用車、オートバイ等の乗り入れは禁止します。但し、豊見城市役所及び旧豊見城市 IT 産業振興センター(とみエール隣)への駐車は可能ですが、**全ての車両の駐車を保証するものではなく、台数に限りがあります。**(会場周辺での違法駐車がないようお願いします。)
- (6) 試験会場の立入禁止区域には入らないようしてください。試験会場は喫煙設備がありません。校舎及び敷地内での喫煙は禁止します。
- (7) 試験中は携帯電話・スマートフォン・スマートウォッチ等の通信機器の使用は一切禁止します。
時計代わりに使用することも認めません。
- (8) 行政職 I (上級)の受験者は、各自で昼食を用意してください。なお、ごみは各自持ち帰るようお願いいたします。(校舎及び敷地内のゴミ箱へは捨てないこと)
- (9) 暴風時の対応
試験当日、台風が来襲し、午前 8 時 30 分現在で暴風警報が発令されている場合には、原則延期とします。延期の場合は、市ホームページへ掲載いたしますのでご確認ください。
なお、試験延期の場合には、実施日を令和 5 年 10 月 15 日 (日)とします。試験会場が変更になる可能性がありますので、後日、市ホームページにてご確認ください。

8. 採用候補者名簿の登載、採用の経路

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、各任命権者が採用候補者名簿の中から採用者を決定しますが、名簿に登載されても採用にならないことがあります。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿登載の日(最終合格者発表の日)から 1 年間です。
- (3) 受験資格がないことが判明した場合には、合格(採用)を取り消します。また、卒業見込み及び免許・資格取得見込みの者で、令和 6 年 3 月 31 日までに卒業又は免許・資格取得ができない者は採用される資格を失います。

9. 給与・勤務条件等

(1) 給与について

採用時における給料はおおむね次のとおりです。(令和 5 年 4 月 1 日現在)

- ・大学卒程度 … 185,200 円
- ・短大卒程度 … 167,100 円
- ・高校卒程度 … 154,600 円

このほかに扶養手当、住居手当、通勤手当などがそれぞれの支給要件に応じ支給されるほか、期末・勤勉手当が支給されます。なお、職歴等がある場合、内容に応じて加算調整が行われます。

(2) 休暇等について(令和 5 年 4 月 1 日現在)

1 年に 155 時間(20 日)の年次有給休暇のほか、各種特別休暇があります。勤務時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで、月曜日から金曜日までの完全週休 2 日制です。ただし、これと異なる勤務体制の部署(職種)もあります。

(3) 条件付採用について

地方公務員法の規定により、採用後 6 カ月間は条件付採用となります。この間の勤務成績が良好な者について、正式採用となります。

試験会場略図

